

### 3 受動喫煙防止対策助成金

労働者の健康を保護する観点から、事業場における受動喫煙を防止するための効果的な措置を講じる事業者を支援するために助成するものであり、職場における受動喫煙防止対策の推進を目的としています。

#### 対象となる措置

本助成金は、下記の「対象となる事業者」に該当する事業者が、次のいずれかの措置の実施した場合に受給することができます。

- 1 喫煙専用室の設置・改修
  - ・入口における風速が0.2 (m/s) 以上となること
  - ・たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
  - ・たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること
  - ・専ら喫煙の目的で喫煙専用室を使用するための構造や設備であること
- 2 加熱式たばこ専用室の設置・改修
  - ・入口における風速が0.2 (m/s) 以上となること
  - ・たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
  - ・たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること

**注意** 措置を講じる事業場が改正健康増進法における既存特定飲食提供施設である事業者のみ対象となります。

#### 対象となる事業者

本助成金を受給する事業者は、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- 1 労働者災害補償保険の適用事業者であること。
- 2 下表のいずれかに該当する事業者であること。

業種	A. 資本または出資額の総額	B. 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

- 3 事業場の室内又はこれに準ずる環境での喫煙を禁止するために喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室又は屋外喫煙所を設置する中小企業事業者であること。
- 4 3に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業者であること。

**注意** 次のいずれかに該当する事業者は対象となりません。

- 1 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業者。
- 2 不正受給をしてから3年以内に支給申請をした事業者、あるいは支給申請日後、支給決定日

- までの間に不正受給をした事業者。
- 3 事業者又は事業者の役員等が、暴力団と関わりのある場合。
  - 4 事業者又は事業者の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れのある団体に属している場合。
  - 5 支給申請日または助成金支給決定後に支給の請求をする時点で倒産している事業者。
  - 6 不正受給が発覚した際に都道府県労働局等実施する事業者名の公表について、あらかじめ同意していない事業者。
  - 7 支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、労働関係法令の違反があり、本助成金を交付することが適切でないと都道府県労働局長が認める事業者。
  - 8 事業者が申請した受動喫煙防止対策に係る事業計画の内容が、健康増進法、建築基準法、消防法その他当該事業計画に関連する法令等に抵触している場合。
  - 9 事業者が申請日時点において事業計画の内容に対して他の補助金等を受けている又は申請を行っている場合。
  - 10 年度内に事業（工事等）が完了しない場合
  - 11 その他助成金を交付することが適切でないものと認められる事業者。

## 助成額

本助成金の助成対象となる経費、助成率、助成上限額は以下のとおりです。

助成対象経費	助成率	上限額
対象となる措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	$\frac{2}{3}$ 措置を講じる事業者の主たる業種が日本標準産業分類における飲食店以外である場合、 $\frac{1}{2}$	100万円

(注) この助成金の受給にあたっては、喫煙室の設置等の事業計画の内容が技術的及び経済的な観点から妥当であることが必要です。そのため、特に経済的な観点の目安として、単位面積当たりの助成対象経費の上限額を定めています。

助成対象経費が、設置を行おうとする喫煙専用室等の面積に60万円/m<sup>2</sup>を乗じた金額を超える場合は、合理的な理由があると都道府県労働局長が認める場合を除き、単位面積当たりの助成対象経費上限額までで助成金の交付決定を行いますのでご注意ください。

## 受給手続

受給手続きの流れは次のとおりです。



※ 仕入控除税額があることが確定した場合の返納方法については、都道府県労働局に確認してください。

## 利用にあたっての注意点

本助成金の詳細については、厚生労働省HPをご確認頂くか、事業の所在地を管轄する都道府県労働局へお尋ねください。

問合せ先：労働基準部健康課（または健康安全課）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>